

## 日本書籍翻訳・普及事業委託実施要項

令和4年3月29日  
文化庁次長決裁

### 1. 趣旨

我が国で出版される多くの優れた書籍を海外の出版社から出版・流通させるための事業を企画・実施し、また翻訳家を発掘し育成することを目指し翻訳コンクールを企画実施する。その他、上記2事業に関するシンポジウム等を企画・実施する。これらの事業を通じて、日本の書籍の翻訳家を支援すると共に、日本の書籍が数多く翻訳され、海外で普及されるようにする。

### 2. 委託業務の内容

- (1) 日本の書籍が広く翻訳・出版できるような仕組みの構築
- (2) 上記(1)の事業は一般社団法人日本書籍出版協会と連携する
- (3) 上記(1)の翻訳に当たっては過去の翻訳コンクール受賞者等も活用する
- (4) 過去の翻訳コンクール受賞者を加えた翻訳者リストの作成、公開
- (5) 第7回翻訳コンクールの実施
- (6) 第8回翻訳コンクールの企画
- (7) 上記(1)～(6)の事業に関連するシンポジウムの開催
- (8) 上記(1)～(7)を実施する事務局の設置
- (9) 上記(1)～(8)の事業の効果的な広報
- (10) その他、必要な事業の実施

### 3. 業務の委託先

対象となる団体等は、海外の出版社や翻訳者と英語で問題なくやり取りができるスタッフを擁し、2.の事業内容を確実に実施できる我が国の団体で(以下「実施団体」という。)、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、以下の要件を全て満たしている団体
  - ア定款・寄附行為に類する規約等を有すること
  - イ団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ウ自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
  - エ団体活動の本拠としての事務所を有すること

#### 4. 委託期間

委託期間は、契約を締結した日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。とする。

#### 5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

#### 6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、団体等が本契約の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

#### 7. 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち、再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

#### 8. 業務完了（廃止等）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）、廃止又は中止したとき（以下「廃止等」という。）は、委託業務完了（廃止等）報告書を作成し、終了した日から30日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

#### 9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8の委託業務完了（廃止等）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

#### 10. その他

- (1) 文化庁は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領による。